

様式第1号（第5条関係）

女川町移住支援金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

女川町長 殿

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号

宮城県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領第5の1（1）及び女川町移住支援金交付要綱（令和4年女川町訓令甲第32号）第5条の規定により、移住支援金の交付を申請します。

1 移住支援金の内容（該当する項目に○を付けてください。）

移住の区分	1. 単身 2. 世帯	世帯の場合は同時に移住した 家族の人数（申請者を除く。）	人
		世帯員のうち18歳未満の家族 の人数	人
移住支援金 の要件	1. 就職 2. 起業 3. 専門人材 4. テレワーク 5. 関係人口		

2 各種確認事項（各項目について、該当する方に○を付けてください。） ※1

過去10年以内の申請者（世帯員を含む）の移住 支援金の交付履歴について ※2	A. 交付を受けて いない。	B. 交付を受けた ことがある。
移住支援金の交付申請に関する誓約書 （様式第2号）に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
「宮城県移住支援事業に係る個人情報 の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
申請日から5年以上継続して女川町に 居住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
【就業・起業の場合のみ記載】 申請日から5年以上継続して、就業・ 起業する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
【テレワークの場合のみ記載】 女川町への移住の意思について	A. 自己の意思 である	B. 所属からの命 令である

※1 各項目のBに○を付けた場合は、移住支援金の対象になりません。

※2 移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった方が、5年以上経過し、18歳以上となり、宮城県及び女川町が認める場合は除きます。

3 移住元の住所

住 所	〒
-----	---

4 東京23区への在勤・通学の履歴（東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載）

期 間	就業先・通学先	就業地・通学地

※過去10年のうち通算5年以上の在勤履歴を記載してください。

※東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば記入してください。

ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援金の支給対象となりません。

5 移住後の生活状況（テレワークによる移住者のみ記載）

勤 務 先 部 署	
住 所	〒
勤務先へ 行く頻度	週・月・年 回程度 / 行くことはない その他（ ）

【添付書類】 ※提出する添付書類にチェックを付けてください。

(全員が提出必須の書類)

- 写真付き身分証明書の写し
- 移住元の住民票の除票の写し（世帯での移住の場合は、世帯全員を確認できるもの）
- 支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し
- 女川町移住支援金に係る誓約書（様式第2号）

(東京23区以外の東京圏から東京23区への通勤者のみ提出が必要な書類)

- 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことが確認できる書類）

(東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人事業者のみ提出が必要な書類)

- 開業届出済証明書等（移住元での在勤地、在勤期間が確認できる書類）

(東京23区以外の東京圏から東京23区への通学期間を本事業の移住元としての対象期間に算入する場合のみ必要な書類)

- 在学期間の確認ができる卒業証明書、成績証明書等

(18歳未満の世帯員の加算を申請する場合であって、転入時点において当該世帯員が胎児であった場合)

- 当該世帯員に係る母子健康手帳の写し

(移住支援金（就業の場合）申請者のみ提出が必要な書類)

- 女川町移住支援金に係る就業証明書（様式第3号）

(移住支援金（テレワークの場合）申請者のみ提出が必要な書類)

- 女川町移住支援金に係る就業証明書（テレワーク用）（様式第4号）

(移住支援金（関係人口の場合）申請者のみ提出が必要な書類)

- 女川町移住支援金に係る関係人口確認書（様式第5号）

(移住支援金（起業の場合）申請者のみ提出が必要な書類)

- 起業支援金の交付決定通知書

【宮城県移住支援事業に係る個人情報の取扱い】

宮城県及び女川町は、宮城県移住支援事業の実施に際し得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、宮城県及び女川町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。